

液化石油ガスの届出について

愛知県からの権限移譲に伴い、平成30年4月1日から液化石油ガス設備工事届出書及び特定液化石油ガス設備工事事業開始届出書(変更・廃止も含む。)に係る事務の窓口が海部南部消防組合消防本部に変更となります。

弥富市・飛島村での液化石油ガス設備工事等を行う場合は、各種届出書等に必要な書類を添付し、当消防本部予防課危険物係に提出してください。

受付は、土、日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。なお、届出書等の記載する内容については従前と変更ありません。

◎液化石油ガス設備工事を行う場合

貯蔵能力	容器、バルク容器	貯槽、バルク貯槽
300kg 未満	許可申請、届出の必要なし	
300kg 以上 500kg 以下	届出の必要あり 消防法第9条の3に基づく届出 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書)	
500kg 超 1,000kg 未満	届出の必要あり ★液化石油ガス設備工事届出書 (共同住宅等へ供給する場合) ★圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書 (共同住宅等以外へ供給する場合)	
1,000kg 以上 3,000kg 未満	届出の必要あり ★液化石油ガス設備工事届出書 (共同住宅等へ供給する場合) ★圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書 (共同住宅等以外へ供給する場合)	愛知県への許可等が必要
3,000kg 以上		

※供給管の延長を伴う変更工事や貯蔵施設の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う変更工事についても届出が必要となります。

※共同住宅等は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第86条に規定する映画館、百貨店、旅館、病院、共同住宅、学校等をいいます。

◎特定液化石油ガス設備工事事業を開始等する場合

事業を開始する場合	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書
事業を変更する場合	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書
事業を廃止する場合	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

問合せ先

海部南部消防本部予防課 危険物係

0567-52-3112